

監査委員の概要

1 監査委員制度

監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行、経営に関する事業の管理や行政事務全般が、法令などに従って適正に行われているかどうか、合理的で効果的に行われているかどうか、さらに不正がないかといった観点から独立した立場で監査を行うために地方自治法の規定により設置される執行機関です。（地方自治法第199条、第199条第3項）

監査委員は、一人ひとりが単独で監査を行うことを原則としている独任制の機関であります。監査の執行計画、監査結果の公表などの統一性を必要とされるものについては、合議的な運用がされます。

（地方自治法第199条第11項）

2 監査委員の選任

監査委員の定数は2名で、人格が高潔で財務や行政運営に関し優れた識見を有する者1名（識見委員）と町議会議員のうちから1名（議選委員）が、町長が議会の同意を得て選任します。監査委員の任期は4年（議選委員は議員の任期による）2人とも非常勤となっています。

（地方自治法第196条、第197条）

俱知安町の監査委員は次の2人です。

代表監査委員	佐藤 嘉己
監査委員	門田 淳

3 監査委員室

監査委員の職務を補助するために、監査委員室が設置されています。

（地方自治法第200条）

職員は室長1名が業務に従事しています。